

入 札 説 明 書

「医療費のお知らせ」作成委託業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、地方公務員等共済組合法に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

「医療費のお知らせ」作成委託業務

(2) 業務内容および仕様等

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納品場所

仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) ISMS（ISO/IEC27001）の認証、又はプライバシーマークを取得していること。

3 入札参加の申込み

(1) 提出場所

〒658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3 ー 23 兵庫県東灘庁舎 2 階

兵庫県教育委員会事務局福利厚生課内 公立学校共済組合兵庫支部 業務・経理班

電話 (078)362-3641 FAX (078)451-2111

(2) 参加申込みの期間

令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで（持参の場合は兵庫県の休

日を定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（持参の場合は正午から午後 1 時までを除く。）

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参又は郵送すること。

イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 4 時までに上記提出場所に提出すること。

ウ 前記 2 (5) の事実を確認するため、ISMS（ISO/IEC27001）またはプライバシーマークの登録証の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和 7 年 10 月 31 日（金）午後 4 時までに契約担当者から電話又は電子メールにより連絡する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意。）を提出すること。

(1) 受付期間

持参の場合は、令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）の間に提出すること。

(3) 受付場所

前記 3 (1) に同じ。

(4) 提出方法

持参又は FAX により提出すること。（FAX の場合は送信後、当支部に電話で確認すること。）

(5) 回答方法

原則質問書を受領した日の翌日に、FAX 又は電子メールにて入札参加申込者全員に回答する。

5 契約条項を示す場所及び日時

〒658-0081 神戸市東灘区田中町 5 丁目 3-23 兵庫県東灘庁舎 2 階

兵庫県教育委員会事務局福利厚生課内 公立学校共済組合兵庫支部 業務・経理班

令和 7 年 10 月 10 日（金）から令和 7 年 10 月 24 日（金）まで（県の休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

6 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 兵庫県東灘庁舎 3 階 会議室

(2) 日時 令和 7 年 11 月 4 日（火） 午前 11 時 30 分

7 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記 1 (1) に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号並びに代表者の氏名及び押印とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに委任状により受任した当該代理人の氏名及び押印があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

9 契約保証金

地方公務員等共済組合法施行規程第 32 条の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、地方公務員等共済組合法施行規程第 28 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(注) 予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することとはできない。
 - (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。
 - (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (3) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札開始までに入札執行者へ、別添委任状により代理人の氏名及び入札に使用する印鑑を届出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(7)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(3)又は(4)に違反して無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者が指定する期間内に契約担当者へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により期間内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 その他注意事項

- (1) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも組合員等の信頼を失うことのないよう努めること。
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員

と密接な関係に該当しないこと、ウ・ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

18 調達事務担当

〒658-0081 兵庫県神戸市東灘区田中町5丁目3-23

公立学校共済組合兵庫支部 業務・経理班 （電話番号：(078)362-3641）